

ICO企業法アタックⅡコース第1回

直前答練1

2009年合格目標

- 問1** 会社法461条の分配可能額の制限の制度趣旨について説明しなさい。
- 問2** 分配可能額を超えて剰余金の配当がされた場合に、会社は、配当金の返還を株主に対し請求することができるか、違法配当額の弁済を取締役に対して請求することができるか。監査役に対し、何らかの請求をすることは可能か。また、会社債権者として上記株主や取締役に対して何かを請求することができるか。
- 問3** 分配可能額の制限がかからない自己株式の取得にはどのようなものがあるか。
- 問4** 公開会社であるA社（レストラン業）は、株主優待制度として株主に1000株以上の株主すべてに対し、年間2万円の食事券を提供し、従業員である株主に対してのみ5割増とする措置をとっている。A社の以上の行為の問題点について簡潔に述べよ（1行程度ずつ）。

ICO究極チェック

- 一 分配可能額を超える剰余金配当に関する責任
- 二 欠損が生じた場合の責任

ICO解答

問1

株式会社においては、株主が有限責任しか負わず（104条）、会社財産以外に会社債権者の債権の担保となるものがない。この観点から、会社債権者に対する弁済に先立って有限責任を享受する株主に対し会社財産を払い戻して、会社債権者を害することがないように、分配可能額がなければ剰余金の配当をすることができないとしている（461条1項）。

問2

上記の制限に違反して剰余金の配当を受けた株主や、その配当に関与した業務執行者には、以下の支払責任を負わせている。

1 株主の責任

先ず、会社は、金銭等の交付を受けた株主に対し、その交付を受けた金銭等の簿価の返還を請求することができる(462条1項柱書き)。これは、本来受けることができない配当を受けたことにより生ずる無過失責任である。

会社が返還請求をしない場合にも、会社債権者は、交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を会社に返還し、又は自分に支払うよう請求することができる(463条2項)。これは、債権者代位権の特別規定として認められる会社債権者の固有の権利である。請求額が債権額に限定されているのは、債権額を超える部分は本来会社に帰属すべきところ、これを費消してしまうことをおそれたのである。

ところで、違法な配当であることにつき善意である場合も、上記の返還義務を負うのかどうか。違法配当額の弁済をした取締役からの株主に対する求償が悪意の株主に限定されていることから(463条1項)、問題となる。この点、前述したように、法律上受領できない配当を受けたことに起因する返還義務であって、免除する規定がない限り、返還義務は存在すると解する。463条1項は、自ら違法な配当に関与した業務執行者等が善意の株主に求償するのは不当であると考えて、求償の相手方を悪意の株主に限定したものであって、そのことと、上記の返還義務とは別のことである。

2 取締役等の会社に対する責任

会社法は、分配可能額を超えて剰余金の配当をした場合に、一定の要件を満たす取締役等の業務執行者に対し、分配した財産の帳簿価額に相当する金銭の支払義務を課している(462条1項、2項)。これは、多数の株主に対し返還請求をするのは事実上困難であるから、違法配当に関与した取締役等に支払責任を課したものである。この一定の要件とは、①剰余金の分配に関する職務を行った取締役等又は②分配可能額を超える分配をすることを決議した株主総会又は取締役会にその議案を提出した取締役等であることである。ただし、取締役等が、自分が職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは支払義務を免れる(462条2項)。

3 監査役の会社に対する責任

監査役について462条の適用はない。しかし、取締役会における剰余金の配当議案についての審議に当たって、任務を懈怠した場合には、会社に生じた損害を賠償する責任を負う。

監査役が違法配当の事実を知りながら何もせず、あるいは、過失でこれを知ることができなかった場合には、任務懈怠責任を負う(423条)。

問3

合併、分割等による自己株式の取得、合併等の場合の反対株主等からの株式買取請求権行使による自己株式の取得等、会社が不可避免的に、又は法律の規定に基づき義務的に自己株式を取得する場合には財源規制を課せられない。払う財源がないからといって、株式買取請求を拒むわけにはいかないからである。

問4

従業員株主のみ優遇することは、株主の属性に応じた取扱いを認めない109条1項に違反する。

個人株主づくりや宣伝に必要な範囲を超える優待制度は、現物配当の規制(453条～)に違反することとなる。

I COとらの巻**一 分配可能額の制限**

会社債権者からすれば、剰余金の配当も自己株式の有償取得も、会社財産が外部に流出し、債権の引当てが減少するという点で同一の意義を有するものである。そこで、会社法では、これらの行為を「剰余金の配当等」と包括的にとらえて、剰余金の配当等により株主に交付される金銭等の簿価の総額は分配可能額を超えてはならないという、統一的な規制をかけている。これは、会社債権者に対する弁済に先立って有限責任を享受する株主に対し会社財産を払い戻して、会社債権者を害することがないようにしているのである(461条1項)。

二 株主の返還義務**1 会社からの返還請求**

会社は、461条に違反して剰余金の配当として金銭等の交付を受けた株主に対して、交付を受けた金銭等の簿価(本問では、金銭が交付されているから、その額そのもの)の返還を請求することができる(462条1項)。

2 会社債権者による返還請求

会社債権者は、民法の債権者代位権の要件をみたくどうかにかかわらず(債権者代位権の要件とは、ごく簡単にいえば、その違法配当によって、会社が無資力に陥り、会社債権者の債権を弁済できないという事態が生じた場合に限り、会社債権者は、会社に代わって、株主に対し、違法配当額の返還を請求できるというもの)、かつ、違法に配当された当時の債権者に限定されず、株主に対し、違法に配当された配当額の会社に対する返還を請求することができる(会社債権者は、違法な配当を受けた株主を相手取って、『株主だれそれは、会社に対し、金××円を支払え』又は『株主だれそれは、原告(債権者)に対し、金××円を支払え』との判決を求めて訴えを提起する。××円というのは、株主が受領した金額である)。会社債権者の債権の担保となる会社財産の確保(=資本維持)のために認められた会社債権者の固有の権利である。

3 善意の株主の返還義務

違法配当額の弁済額をした取締役からの株主に対する求償額が”悪意の株主”に対してのみに限定されているが(463条1項)、会社・会社債権者からの返還請求に対し、善意の株主(それが違法配当額であることを知らずに、剰余金の配当を受領した株主)も返還義務を負うのかどうか。

○ 肯定説（多数説）

〔根拠〕

α 株主の返還義務は、違法配当が資本維持の要請に反し無効となる結果生ずる無過失の返還義務である。それを免除する規定がない限り、返還義務は存在する。

β 463条1項は、違法な配当に関与した業務執行者や議案提案者が善意の株主に求償するのは不当であると考えて、求償の相手方を悪意の株主に限定したものである。そのことと、会社又は会社債権者の返還請求権とは別個の問題である。

三 業務執行者等の会社に対する責任**1 業務執行者等の会社に対する責任**

業務執行者や議案提案者は、配当額を会社に対して弁済する責任を負う（462条1項柱書、8号）。多数の株主に対し、違法配当額返還の訴えを提起することは事実上困難であるから、業務執行者等に弁済させて資本充実を図ることとしたのである。

過失責任である（462条2項）。

2 監査役の実任

監査役について462条の適用はない。しかし、取締役会における本件剰余金の配当議案についての審議に当たって、任務を懈怠した場合には、会社に生じた損害を賠償する責任を負う。

本件で考えられる監査役の実任としては、取締役に対する報告要求（381条2項）、取締役会における意見陳述（383条1項）及び差止請求権の行使（385条）である。

違法配当の事実を知らず何もしなかったのであるから、任務懈怠責任を負う（423条）。

四 役員等の第三者に対する責任

短答式対策として、取締役だけでなく、会計参与、監査役、執行役、会計監査人も第三者責任を負うとともに、株主による責任追及等の訴えの対象であることを押さえておくこと（847条1項）。

I C O 採点基準**【論点及び採点基準】**

- | | |
|------------------------------------|-------|
| 一 分配可能額の趣旨 | 7 点 |
| 二 株主の返還義務 | |
| 1 会社からの返還請求 (条文引用点 2 点を含む。) | 3 点 |
| 2 会社債権者による返還請求 (条文引用点 2 点を含む。) | 4 点 |
| 3 善意の株主の返還義務 | 3 点 |
| 三 取締役等の会社に対する責任 | |
| 1 業務執行者等の会社に対する責任 (条文引用点 2 点を含む。) | 5 点 |
| 2 監査役 | 5 点 |
| 四 分配可能額の制限にかからない自己株式取得 | 7 点 |
| 五 株主優待制度 | 6 点 |
| 六 裁量点 | 1 0 点 |
| 1 問題の所在の指摘が簡潔かつ的確か | |
| 2 段落分けができているか | |
| 3 読みやすい答案を心がけているかどうか | |